

# 第 3 1 回制度設計専門会合 事務局提出資料

ガスの卸調達・適正取引の在り方について  
～ スイッチング業務等の標準化について～

2018年6月19日（火）



電力・ガス取引監視等委員会  
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

# 本日の報告

- ガスのスイッチング業務については、第26回制度設計専門会合（2018年1月30日）において、電力・ガス取引監視等委員会も積極的に関与しつつ、新小売事業者と導管事業者（日本ガス協会（以下、JGA）が一般ガス導管事業者の意見を集約）の間で標準化に向けた協議を進めていくこととされた。
- 本日は、これまでの取り組み状況について報告させていただく。

## ガスのスイッチング環境等の整備に向けた方針と具体的なアクション

### ①要求情報

方針

- ◆ 必要情報・不要情報の明確化（全社で認識を統一）

アクション

- ◆ 必要情報・不要情報の精査

### ②レイアウト

方針

- ◆ （共通仕様APIで連携したシステム対応を予定している大手ガス会社等を除く）全社の統一

アクション

- ◆ 共通レイアウトの作成
- ◆ フォーマットのレイアウトは、1顧客1ファイルから複数顧客1ファイルへ変更

### ③情報共有手段

方針

- ◆ 原則として、電子データでのやりとり
- ◆ 各社の事情に応じて達成までの期間に一定期間の猶予を認めることも許容

アクション

- ◆ 電子データ授受ルールの方針（事前連絡、拝受確認連絡など）

### ④その他（申込期限、供給地点特定番号）

方針

- ◆ 申込期限を統一
- ◆ 供給地点特定番号を17桁（前3桁は導管事業者コード）に統一

アクション

- ◆ 異なる申込期限設定を許容する条件の明確化

# スイッチング業務等の標準化に向けた検討会議の概要及び開催状況

- 電気・石油を含む新小売事業者、一般ガス導管事業者としてJGA、委員会事務局との間で検討会議を開催し、スイッチング業務等の標準化に向けた協議を実施している。
- 検討会議には参加していない新小売事業者に対しても、適宜情報共有、意見照会を行っている。

会議名	スイッチング業務等の標準化に向けた検討会議（於 経済産業省会議室）												
開催実績	<table><tr><td>◆ 第1回</td><td>2018年2月9日</td><td>検討の進め方について</td></tr><tr><td>◆ 第2回</td><td>2018年2月19日</td><td>検討の進め方について</td></tr><tr><td>◆ 第3回</td><td>2018年5月10日</td><td>業務フローの標準化について</td></tr><tr><td>◆ 第4回</td><td>2018年6月5日</td><td>業務フロー・情報共有手段の標準化について</td></tr></table>	◆ 第1回	2018年2月9日	検討の進め方について	◆ 第2回	2018年2月19日	検討の進め方について	◆ 第3回	2018年5月10日	業務フローの標準化について	◆ 第4回	2018年6月5日	業務フロー・情報共有手段の標準化について
◆ 第1回	2018年2月9日	検討の進め方について											
◆ 第2回	2018年2月19日	検討の進め方について											
◆ 第3回	2018年5月10日	業務フローの標準化について											
◆ 第4回	2018年6月5日	業務フロー・情報共有手段の標準化について											
会議出席者	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 一般ガス導管事業者：日本ガス協会</li><li>◆ 新小売事業者：東京電力EP、関西電力、中部電力、日本瓦斯、JXTGエネルギー、電気事業連合会</li><li>◆ 事務局：電力・ガス取引監視等委員会 取引監視課</li><li>◆ オブザーバー：資源エネルギー庁 ガス市場整備室</li></ul>												

\*その他の新小売事業者に対して適宜情報共有・意見照会を実施。

# 現在の標準化状況（概要版）

- スwitching業務、開閉栓業務の更なる標準化を進める前提として、業務フローについての協議を行ってきたところ、概ね協議が整った。
- 情報共有手段については、従来、紙ベースでのやりとりを行っていた事業者を含め、電子的手段を用いて情報共有を行うことで協議が整った。

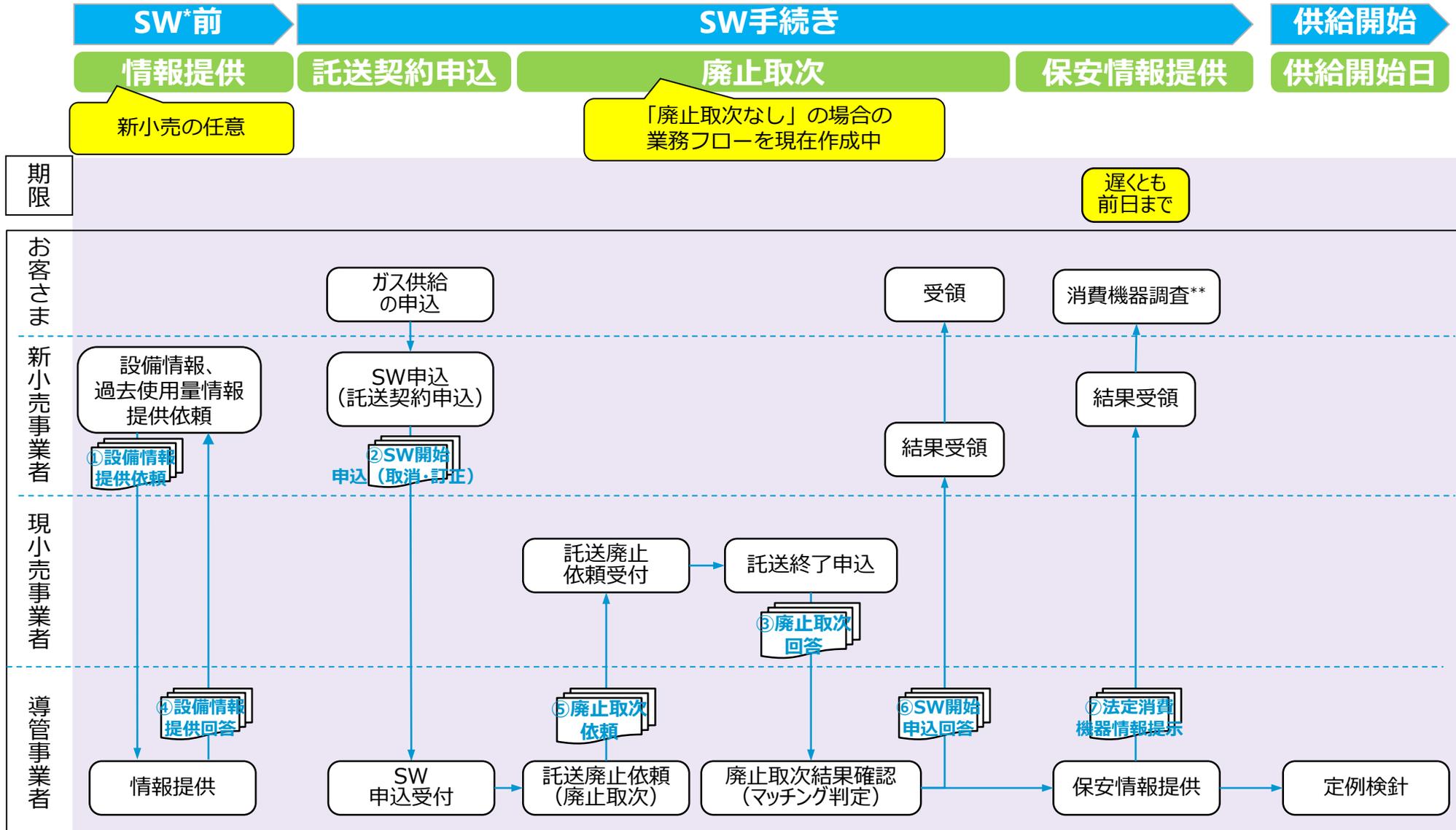
	スイッチング業務	開閉栓業務	その他（確定使用量報告、消費機器調査等）
1.業務フロー	<b>標準化</b> （一部の項目について 導管事業者へ確認中）	<b>標準化</b> （一部の項目について 導管事業者へ確認中）	検討中
2.要求情報	業務フローが固まり 次第着手	業務フローが固まり 次第着手	業務フローが固まり 次第着手
3.情報共有手段	<b>「情報共有手段は電子的手段*」に標準化</b>		
4.レイアウト	一部検討開始	一部検討開始	要求情報が固まり 次第着手

\*電子的手段とは、電子メールの他、システム、オンラインストレージサービスなどを指す

# (参考) 現在のスイッチング業務フロー

第26回制度設計専門会合 事務局提出資料 資料3  
 ガスにおけるスイッチング業務の標準化について  
 (2018年1月30日)、3ページに基づき作成

これまでの検討で標準化された主な事項



\*SWとはスイッチングの略称

\*\*SWの場合は、物理的な開閉栓作業は不要。

この場合、導管事業者から直近の消費機器調査結果情報の提供を受ければ、消費機器調査も不要。なお、SWか否かに関わらず、ガス使用の申込を受け付けるときは周知が必要。

# スイッチング業務の標準化事例（設備情報提供依頼の要否）

- スwitchingに際して設備情報の提供依頼を新小売事業者に義務的に求めている導管事業者がいるが、当該情報はswitching手続きに必ずしも必要のないものもあり、手続きに遅れを来すおそれもあることから、新小売事業者が必要と判断した場合に限り提供依頼を行うこととする。

## 検討項目

SW業務に係る設備情報提供依頼の要否

## 現状

- ◆ メーターの詳細情報（メーター有効年月、次回定例検針予定日等）や供給管圧力の情報の提供を新小売事業者が希望する場合、導管事業者に依頼すれば、当該情報を取得することができるようになっている
- ◆ 導管事業者の中には、SW業務上の必要がないにも関わらず、新小売事業者が顧客情報とメーター情報が一致しているかの確認が行えるように設備情報提供の依頼を新小売事業者にも必須で求めている者がいる

## 標準化に向けた対応

**SW業務に係る設備情報提供依頼の実施については、新小売事業者が任意で行うこととする。**

## （参考） 電気の場合

SW業務に係る設備情報提供依頼の実施は新小売事業者の任意である。ただし、電気の場合はスマートメーターの設置状況を確認する必要があるため※、現在新小売事業者は設備情報提供依頼を基本的に実施している

※スマートメーターが設置されていない場合には、スマートメーターの設置業務が発生する

# スイッチング業務の標準化事例（保安情報の提供期限）

- 法定の消費機器情報については、供給開始日までに消費機器情報を把握していない場合、需要家から消費機器に関する問い合わせがあった際の対応等に遅れがでるおそれがあることから、遅くとも供給開始日の前日までに導管事業者が新小売事業者へ提供することとする。

## 検討項目

法定の消費機器\*情報の提供期限（導管事業者→新小売事業者）

\*法定の消費機器とは①給湯器等であって、その排気筒または給排気部が屋内に設置されているもの、②地下街等に設置される燃焼器等を指し、一般的な家庭に設定されている消費機器の大半は調査の対象外である

## 現状

- ◆ 新小売事業者は供給開始にあたり法定の消費機器情報を把握する必要があるが、導管事業者から情報提供を受けた場合は調査は不要である
- ◆ 新小売事業者は供給開始日までに消費機器情報を把握していない場合、需要家から消費機器に関する問い合わせがあった際の対応等に遅れがでるおそれがある
- ◆ 導管事業者の中には、供給開始後に情報提供を行っている事業者がいる

## 標準化に向けた対応

**遅くとも供給開始日の前日までに**法定機器情報を提供する

## (参考) 電気の場合

該当する業務なし

# スイッチング業務の標準化事例（「廃止取次なし」の場合のSWフロー）

- 業務フローがなかったために、導管事業者によって手続きの進め方にばらつきがみられた「廃止取次がない場合（一部の大口需要が対象）のスイッチング業務」について、新たに業務フローを作成することとした。

## 検討項目

（一部の大口需要が対象となる） 「廃止取次なし」の場合のSWフロー

※廃止取次とは、新小売事業者が需要家の委任を受け、需要家と現小売事業者との間の小売供給契約の解除取次を行うことを指す。

## 現状

- ◆ 「廃止取次なし」の場合、新小売事業者からのSW申込、現小売事業者からの託送終了申込の双方が揃って初めてマッチング判定を行うため、新小売事業者からのSW申込のみでマッチング判定を行う「廃止取次あり」の場合と導管事業者との手続きの進め方が異なる
- ◆ 「廃止取次なし」の場合の標準的な業務フローは作成されていないため、導管事業者によって手続きの進め方にばらつきがある

## 標準化に向けた対応

廃止取次がない場合の標準的なSWフローの作成に着手

## （参考） 電気の場合

- ◆ 高圧500kW以上の需要家のSWは、契約解除の際に、中途解約補償料の発生など現小売事業者と需要家との間で確認すべき事項があるため、「廃止取次なし」で行われている
- ◆ 業界で標準的な業務フローの設定はない

# その他業務の標準化事例（異動（名義等変更）申込フロー）

- 業務フローがなかったために、導管事業者によって手続きの進め方にばらつきがみられた「異動申込業務（名義等の変更の手続きに必要な業務）」について、新たに業務フローを作成することとした。

検討項目

異動（名義等変更）申込フロー

現状

- ◆ 現在、名義等の変更に係る小売事業者と導管事業者との情報共有フローは策定されていない
- ◆ 管理している顧客の名義が小売事業者と導管事業者で異なることで、SW手続きに支障が出る可能性がある

標準化に向けた対応

異動申込の業務フローの作成に着手

（参考）  
電気の場合

SW支援システムの取扱マニュアルに業務フローが記載

# 今後のスケジュール

- 下記に示すスケジュールに従い検討を進め、遅くとも2019年2月には一定のとりまとめを示す予定である。
- 検討の進捗については、定期的に本審議会にて報告することとしたい。

